



夏季死亡災害ゼロ101日運動通信

【運動期間：令和4年6月1日～令和4年9月9日】

令和4年
9月号

死亡災害が発生しました【今年2件目】

令和4年7月末に、当署管内事業場に係る、死亡災害が発生しました。

◀運輸交通業（道路貨物運送業）▶ ○事故の型：交通事故 ○50代男性（経験年数4年） ○起因物：トラック
○災害発生の概要：県道を走行中、対向車線を走行中の大型トラックがセンターオーバーし、被災者が運転するトラックと正面衝突した。被災者は事故発生から十数日後に亡くなりました。

各事業者の皆さまにおかれましては、より一層、死亡災害はもとより労働災害防止対策の徹底をお願いします。

第73回全国労働衛生週間 令和4年10月1日（土）～7日（金）【準備期間：9月1日～30日】

今年も全国衛生週間の時期の時期になりました。

全国労働衛生週間は、労働者の健康管理や職場環境の改善など『労働衛生』に関する国民の意識を高め、職場の自主的な活動を促して労働者の健康を確保することを目的として毎年実施しています。

今年のスローガンは、

あなたの健康があってこそ
笑顔があふれる健康職場

実施要綱



です。

各事業場で、全国労働衛生週間中の実施事項については、実施要綱及びリーフレットをご覧ください、取り組みをお願いします。また、準備期間中には、重点事項のほか、日常の労働衛生活動の総点検を行いましょ。

準備期間（9月1日～30日）に実施する事項

- 過重労働による健康障害防止対策
- 職場におけるメンタルヘルス対策
- 職場の新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた取り組み
- 労働災害予防的観点からの高年齢労働者に対する健康づくり
- 化学物質による健康障害防止対策
- 石綿による健康障害防止対策
- 職場の受動喫煙防止対策
- 治療と仕事の両立支援対策
- 職場の腰痛の予防対策
- 職場の熱中症予防対策の推進
- テレワークでの労働者の作業環境、健康確保

令和4年10月から、労働者数にかかわらず歯科健康診断結果の報告が義務になります。

労働安全衛生法では、一定の有害な業務に従事する労働者に対して、歯科健康診断を実施することが義務づけられています。

現行法では、その結果の報告義務の対象は常時50人以上の労働者を使用する事業者となっていますが、今年の10月より、労働者の人数にかかわらず、歯科健康診断を実施した場合には、所轄労働基準監督署への報告が必要になります。

※ 有害な業務とは、塩酸、硝酸、硫酸、亜硫酸、フッ化水素、黄りんその他歯又はその支持組織に有害な物のガス、蒸気又は粉じんを発生する場所における業務（安衛令第22条第3項）のことです。

また、報告様式についても、現行の「定期健康診断結果報告書（安衛則様式第6号）」から、新たに定められる「有害な業務に係る歯科健康診断結果報告書（様式第6号の2）」に変わります。

	現行	令和4年10月より
歯科健康診断実施対象者	有害な業務に従事する労働者	
歯科健康診断の報告義務	常時50人以上の労働者を使用する事業者	労働者の人数にかかわらず、実施対象者がいる事業者

労働災害発生状況（令和4年7月末日時点）

- ◆ 令和4年7月末現在の休業4日以上労働災害発生件数は77件で前年比+2件（+2.7%）となっています。
- ◆ 事故の型別では、転倒が22件で全体の29%を占めており、次いではさまれ・巻き込まれが11件（14%）、墜落・転落が10件（13%）、となっています。
- ◆ 業種別では、製造業が23件で全体の30%を占めており、次いで運輸業が11件（14%）、建設業6件（8%）、商業6件（8%）となっています。

災害事例

◀その他の金属製品製造業▶ ○事故の型：飛来・落下
○60代男性（経験年数9年） ○休業見込み：90日
工場内で、約180Kgの荷を天井クレーンを用いて移動中、他の荷と接触し、吊り上げ中の荷が落下し負傷したもの。吊具はマグネット吊具を使用し、定格荷重の範囲であったが、圧着が弱かった。

◀一般貨物自動車運送業▶
○事故の型：転倒
○50代男性（経験年数4か月） ○休業見込み：3か月
トラックの荷台から降車する際に、足を滑らせ、その勢いそのまま地面に着地し負傷したもの。災害発生時は雨が降っており、靴底や荷台が濡れていた。



一関労働基準監督署

9月は「職場の健康診断実施強化月間」です！

毎年9月は「職場の健康診断実施強化月間」です。事業場の皆さまは、自社の健康診断の実施状況や事後措置の状況を確認し、重点事項の実施の徹底をお願いします。

令和4年度の重点周知事項は、「医療保険者（協会けんぽ、健保組合、市町村国保、国保組合、共済組合等）との連携」によるコラボヘルスの推進です。詳細は、厚生労働省HPIに掲載しているリーフレット等をご覧ください。

<重点事項>

- ① 健康診断及び事後措置等の実施の徹底
- ② 健康診断結果の記録の保存の徹底
- ③ 一般健康診断結果に基づく必要な労働者に対する医師又は保健師による保健指導の実施
- ④ 新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた安衛法等に基づく健康診断の実施に係る対応
- ⑤ 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）に基づく医療保険者が行う特定健康診査・保健指導との連携
- ⑥ 令和2年12月23日付け基発1223第6号「特定健康診査等の実施に関する協力依頼について」に基づく定期健康診断のうち特定健康診査に相当する項目の結果医療保険者への提供等
- ⑦ 健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく保健事業との連携
- ⑧ 平成30年3月29日付け基安労発0329第3号「地域産業保健センター事業の支援対象に関する取扱いについて」を踏まえた小規模事業場における産業保健総合支援センターの地域窓口の活用

※ 特に①の健康診断の事後措置について、実施されていない事業場が見受けられます。事業者は、健康診断の結果、異常な所見がある（要観察、要医療等）と診断された労働者について、当該労働者の健康を保持するために必要な措置について医師等の意見を聴取し、必要があると認めるときは、当該労働者の実情を考慮して、適切な措置を講じる必要があります。意見を聴く医師について、産業医（労働者数50人以上で選任が必要）や一関地域産業保健センター（労働者数50人未満の事業場を対象に無料、☎0191-23-5110）があります。

労働安全衛生法に基づく健康診断実施後の措置について

健康診断実施後の措置

そのほか、事業者は、健康診断の結果、異常の所見があると診断された労働者について、当該労働者の健康を保持するために必要な措置について医師等の意見を聴取し、必要があると認めるときは当該労働者の実情を考慮して、

- ① 就業指示の変更
- ② 作業の転換
- ③ 労働時間の短縮
- ④ 医療費の負担の減少等の措置を講ずる等、適切な措置を講じなければなりません。

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

リーフレット「労働安全衛生法に基づく健康診断実施後の措置について」

リーフレット「9月は職場の健康診断実施強化月間ですー医療保険者と連携してコラボヘルスを推進してくださいー」

リーフレット「9月は職場の健康診断実施強化月間ですー医療保険者と連携してコラボヘルスを推進してくださいー」

地域産業保健センター案内リーフレット

地域産業保健センター案内リーフレット

高度安全機械等導入支援補助金について

所定の車両系建設機械に、高度な安全性能を有する厚労省指定の安全装置を購入する中小企業事業者等に対し補助金を交付する制度です。

1. 対象となる申請者
 - ① 建設業許可を取得していること
 - ② 中小企業等であること
2. 補助金交付額
 - ① 1機当たりの上限：**100万円**
(補助対象経費上限の200万円の1/2)
※安全装置の種類により金額が異なる
 - ② 同一申請者の年度内申請上限：**500万円**
3. 申請方法

詳しくは建災防本部ホームページをご覧ください。

Web登録期間は9月2日(金)～12月19日(月)です。 <http://www.kensaibou.or.jp/>

積載形トラッククレーン 過負荷防止装置

油圧ショベル 監視 減速・停止装置

ホイールローダー 監視 減速・停止装置

建災防特設ページ

補助金 建災防

検索

問い合わせ先：建災防 高度安全機械導入支援補助金事務センター ☎03-6275-1085

【担当者から】

令和4年の全国の職場における7月末までの熱中症の発生状況（休業4日以上死傷者数）は、252人（うち死亡者13人）と、令和3年同時期の90人（うち死亡者3人）を大幅に上回る件数となっています。暦の上では秋となりますが、まだまだ残暑の厳しい日が続くことが想定されます。各事業場の皆様におかれましては、引き続き熱中症対策、ひいては体調管理にご留意いただきますようお願いいたします。